

会 議 記 録

会議の名称	総務文教委員会（請願審査）
開催日時	令和5年12月11日（月） 午前10時00分から午前11時24分
開催場所	宮代町役場 議会室
出席委員の氏名	委員長 西村 茂久 副委員長 土渕 保美 委員 丸藤 栄一 丸山 妙子 泉 伸一郎 塚村 香織
出席職員の名 職・氏名	議会事務局長 押田 昭浩 主 幹 青木 豊 主 任 金子 尚子
会議の公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
一部公開又は 非公開の理由	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
傍聴者の人数	3名
会議資料の名称	・次第 ・請願文書表（請願書の写し）
記録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
審議の内容	<p>総務文教委員会に付託された請願第2号「宮代町においてクリーンな選挙を求める請願」について審査を行った。</p> <p>■西村委員長 ただ今の出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開催いたします。本日は紹介議員の小河原議員にあらかじめ出席要求をしておりますので、後ほど請願趣旨の説明をいただきたいと思います。また、議事の正確性を期するため、請願人の出席を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>■丸山委員 前回の請願審査なのですが、請願人を招いた理由は何だったのですか。</p> <p>■西村委員長 前は異例でしたが、請願人から説明したいということがあ</p>

り、正確性を期するために請願者の申し出により出席許可いたしました。

■丸山委員

それでは請願人に質疑をしっかりとすることで理解してよろしいですね。もし質疑ができなければ、出席しても一緒かなと思いました。

■西村委員長

それでは、異議がありましたので、ただちに採決いたしたいと思えます。この請願審査に請願人を招致することについて賛成の諸君の起立を求めます。起立少数であります。従いまして、請願人の出席は否決されました。この委員会では認められなかったということになります。

■西村委員長

これより、11月30日本会議において議長から議会に付託されました請願第2号「宮代町においてクリーンな選挙を求める請願」を議題として審査を行います。次に、請願趣旨について、紹介議員の説明を求めます。

■小河原紹介議員

提出されている内容を読み上げて提案に入りたいと思えます。

1 趣旨

選挙は政策本位で競い合い、有権者に正しい判断を仰ぐものです。今後、いかなる選挙においても、宮代町民の一票が重んじられるクリーンな選挙が実施されるよう求めるものです。

2 理由

令和5年4月9日（日）投開票の埼玉県議会議員選挙において、立候補者である岡しげお氏と白岡市長藤井栄一郎氏に対する中傷ビラが宮代町の事業所を中心に郵送・配布されました。告示後の選挙期間中に流布されたという事実から、その真偽を確認することができない有権者に対し、なにかしらの影響を与えたいとの思惑があったことは否めません。

中傷ビラに書かれた「白岡市長・岡県議が逮捕」は、半年以上経過した今日に至っても起こっていないことから、全くの虚偽であったことは明白です。

当時、新聞各紙も次々にこの件を報道しました。4月27日は読売・毎日・埼玉の各紙、5月3日は読売新聞、5月5日は毎日新聞。各紙では、宮代町議会議員に対し、白岡市長は虚偽告訴容疑で。また、岡氏は名誉棄損容疑と公職選挙法容疑で、各々杉戸警察署へ刑事告訴を行ったと報道しました。そして11月14日付けで書類送検されたとの報道が、読売・埼玉・毎日の各紙により報道されました。

このような行為により、宮代町のイメージは壊されたことは、町にとって由々しき事態です。さらには、宮代町議員による今回の行動は、町民が長年築き上げてきた宮代町のクリーンなイメージや信頼を根底から破壊するものでもあり、決して許されるものではありません。

故に、有権者である宮代町民の一票が重んじられ、今後、いか

なる選挙においても、クリーンな選挙が行われることを求めるものです。

以上のことから。地方自治法第124条の規定により請願書を提出します。

資料として新聞報道と、中傷ビラの内容を提出します。

令和5年11月20日 宮代議長 合川泰治 殿

以上であります。そういうことでもありますので、よろしくお願ひいたします。

【質疑】

■西村委員長

これより、請願第2号に対する質疑に入ります。

■丸藤委員

私は先ほど委員長が言ったとおり、正確性や公平性ということから請願人が出席した方がいいと思うし、宮代町議員も関わっているならその議員も出席した方がより正確性が求められるのではないかと思っています。その点についてはどうなのでしょう。

■西村委員長

請願人出席を求めることに関しては私の方から説明したとおりです。質疑の中身をきっちりするには、やはり、請願人に出席してもらうことが妥当だと思いますが、採決しましたので、一時不再議でありますので、やりません。

■小河原紹介議員

これできないってことですが、それなら新聞報道と怪文書を全部読み上げますよ。大変なことになりますよ。そのほうがはっきりすると思います。そうすれば、この問題のある名前も全部出ますからね。そういうことになります。

■丸藤委員

一番最後に資料として新聞報道と中傷ビラの内容を提出しますと書いてありますが、中傷ビラがないのでどうしたのかなということ。現物があればコピーを配布して下さい。

■西村委員長

議事の正確性を期するため、今の件に関しましては、資料は請願に提出する旨の内容が入っていますので、やむを得ませんが、それ以外での資料については請願の資料として妥当なのかも考えないといけない。そういうところが争点になります。非常に悩ましい問題です。今回の怪文書は資料請求があったので、配布いたします。怪文書についての資料は事務局で用意します。

■泉委員

紹介議員に質問致します。紹介議員はこの請願内容をしっかり読んで、確認してから紹介議員になったのかその点だけお尋ねいたします。

■小河原紹介議員

請願を読んだのかとのお尋ねですのでお答えいたします。何回も読みました。特に新聞報道については、10回くらい読んだつもりです。これは由々しきことだということを十分理解して紹介議員になりました。議員生活42年やっていますが、今までこん

なことありませんでした。こういうことは二度と起きてはならないとの気持ちで紹介議員になりました。今回のクリーンな選挙については満場一致で賛成してくれるなと思って出席しておりますので、間違えないようにしたいと思います。以上です。

■丸山委員

この文書の中で、本当のことを誰が言っているのか、虚偽を言っているのかというのは私たち委員がその場にいなかったもので、この人は正しい、この人が嘘を言っているとは言えないと思います。それは裁判所がきちんとやっていただくことだと思います。この文書で気になったことがあります。まず、1点目お聞きいたします。中程の文書で、白岡市長と元県議の名前が入っているのですが、宮代町議の名前が無いのですが、個人名を出さないとしたら全部出さないと思うのですが、なぜこの宮代町議だけ名前を載せなかったのかお聞きします。とりあえず、1点聞く形でよろしいですか。

■小河原紹介議員

本当は名前を載せるのが正しいと思いましたが、請願に対しては宮代町議員の名前は載せる必要はないだろうと私は判断したと思います。ただ、文書を読めばある程度想像はできる内容になっていると思います。以上です。

■丸山委員

私からすると元県議、白岡市長に対して配慮があっただけかなと思います。無くすなら全部無くす。そこが引っかかって聞きました。先ほどの質問と繋がるのですが、この理由のことについて、私たちはそこにいなかったもので、いた方に聞いたのですが、最後の8行これは大事なことだと思うのですが、宮代のイメージが壊されたということに対して、宮代町民から町は何やっているんだ、議員は何やっているんだという話が聞こえてきます。始めのきっかけは書かれていませんが、今回ビラの方が書かれていて、確かに町のイメージが悪いなと思います。こういうことで、新聞に載るのという声が聞こえてきます。そういう点で、しっかりと議会がクリーンな選挙をしていくということを出して行かないといけない。疑われることをしてはいけないと思います。そういうことで、紹介議員にお聞きしますが、クリーンなイメージ、信頼とはどういうことなのか、お聞きします。

■小河原紹介議員

議会としてはクリーンなイメージ、すなわちクリーンな選挙、きれいな選挙をやろうというのが、クリーンなイメージに繋がるものだと私は思っています。新聞のような内容が発生したら、これから町議会議員選挙、町長選挙もこれからありますので、そんな中、できるのかと思わざるを得ない。先ほども言ったとおり議員生活42年の中で思うことは、選挙はやっぱりクリーンで清潔、政策論争、これが大事だと思います。そういうことを十分考えて選挙に臨んでもらいたい。また、その辺を含んだ清潔な選挙をやってもらえればと思います紹介議員になったわけです。

■丸山委員

政策本位でしっかりした選挙をやっていく気持ちが分かりました。もう一つ気になっていたことがあるのですが、新聞報道なのですが、朝日新聞だけなぜ資料にないのか教えていただけますか。

■小河原紹介議員

載せる、載せないは記者の判断ですから、私には何とも言えません。具体的なことを詳しく知りたいのであれば、請願人に少し説明してもらえばいいと思います。

■丸山委員

先程、請願人を出席する決をとって否決されましたが、この部分だけお聞きすることはできるのでしょうか。

■西村委員長

請願人は傍聴席にいますので、そこからの発言はできません。必要があれば、休憩をとります。紹介議員も結構答弁していますので、それを考えると必要があるかどうかと思いますが。

■丸山委員

あと1点お願いします。事態が起こった日は3月議会中でした。しかも衛生議会の一般質問の前の日でした。そんな時に、衛生組合議員と役職のある議長がお酒を飲んで、こういうことを起こしたということは、やっぱり、町民からの信用を得るには難しいかと思います。そこはすごく残念に思います。このクリーンな選挙についての請願を否決したら、クリーンな選挙をやらなくていいんだねと町民に思われやしないかと非常に困ったことだと思います。

■西村委員長

他に質疑ありますか。

■丸藤委員

中傷ビラの内容を提出しますとなっていますが、中傷ビラの内容が配布されておりません。その辺の経緯についてお尋ねいたします。請願についてクリーンな選挙を求めるといことで、元々この経緯については、3月14日、杉戸署に告訴状を出した議員、それを受けて市長が虚偽告訴、議員は文書については知らないといっているのですが、これは新聞報道でしか言えないのですが、いずれにしても現場にいた人は分かっていると思うと言っているのですが、この辺の事実関係、経過をお尋ねしたいと思います。この議員は宮代の議員ですよね。別れ際に握手をしたときに傷害を受けた。怪文書について関与していないし、こちらも迷惑していると新聞報道に書かれています。その辺につきましては、当事者も言いたいと思いますが、そういう機会はなくていいのか。本人自身はどのように考えているのか分かるのでしょうか。分からなければ、分からなくて結構ですが・・・

結果的には、最終的にはどういう風になったのか。新聞報道では市長を傷害容疑、宮代町議員を虚偽告訴で、さいたま地検にそれぞれ書類送検されたという風に書かれています。書類送検はいずれも受理されたということですが、今後どのようになるのか。その辺について分かればお答えいただきたいのですが。先ほ

ど配布された見出しが書いてある中傷ビラの内容ですが、これが郵送されたわけではないですよ。見出しの下の部分ですか。この点お聞きしたいと思います。

■小河原紹介議員

現場に対しての問題ですが、私は現場にいませんでしたので、先ほど申し上げたように、新聞報道を見て判断するしかありません。あと請願書を読んで判断するしかありません。あと怪文書の問題ですが、本人が迷惑かどうかについて私にはわかりません。ただ、新聞報道に載っているのは本人ですから。怪文書が出たいきさつも私にはわかりません。新聞報道を信用せざるを得ないと、そういう流れがあったということです。

■丸藤委員

今、紹介議員から、答弁をいただきました。新聞に書かれた範囲以外のことは答弁できないと思いますので、それ以上の事は言えません。新聞記事はそれなりの情報を得て出したものだと思いますので、新聞報道については、各自それぞれ判断するものだと思います。もう一つ質問させていただきます。配布された怪文書は現物のものではないと思います。タイトルの下の部分が怪文書の内容なのかの確認をお願いします。あと白岡市長による障害事件②ですが、これ当然①もあるのかと思います。最後にもう一度紹介議員として受けたその思いを述べていただきたいと思います。

■小河原委員

選挙ってなんだろうと、政策じゃなくて。先ほど言いましたが場合によっては、相手の政策の批判、長い間、政策中心の議論をして参りました。そういう経験をしてきましたので、このような事件があったことは、本当に・・・どっかで1回、すっかりきれいになってやってもらうのが一番いいんだと紹介議員として思っています。もしこの請願が通らなかつたら、政策批判、政党批判をどんどんやっていいという風に思っています。あまりやりたくないですけど。

■丸藤委員

すいません。①はあるのですか。

■小河原紹介議員

私は見たことがありませんが、請願人が傍聴していますので、聞いてみてください。

■西村委員

他に質疑ありますか。無いようですので質疑を終了いたします。これより討論に入ります。まず、反対討論をお受けいたします。反対討論の発言を許します。

【討論】

■泉委員

泉でございます。反対の立場で討論させていただきます。まず、請願第2号のこの項目ですが、「宮代町においてクリーンな選挙を求める請願」、これは正しいと思います。当たり前のことですが、クリーンな選挙と請願理由がそぐわない内容となっていることを指摘いたします。この中で、何点かあるのですが、この

文書の真中にある、各紙では、宮代町議会議員に対し、白岡市長は虚偽告訴容疑で、また、元県議員は名誉棄損容疑と公職選挙法違反容疑で、各々杉戸警察署へ刑事告訴を行ったとの新聞報道があります。先ほど丸藤委員も言いましたが、例えば新聞報道で、町議は、別れ際に握手した時、市長に爪をたてられて傷を負ったとして、傷害容疑で杉戸署に告訴と書いてあります。新聞はちゃんと書いてあります。公平性を保っています。ところがこの請願書はあくまでも個人攻撃をしている風にしか受け取れないような進め方をしております。それから2点目ですが、この文書の下から7行目から宮代町議員による今回の行動は、町民が長年築き上げてきた宮代町のクリーンなイメージや信頼を根底から破壊するものであり、決して許されるものではありません。ここで、宮代町議員による今回の行動はということ、ここで決めつけています。新聞報道にはどこにも書いていないじゃないですか。先ほど、小河原議員が10回読んだと言っていました、こんなことどこにも新聞に書いてないです。これは請願を出した方が勝手に思惑で言っていることではないですか。そして、また最後に書いてある故に有権者である宮代町民の一票が重んじられ、今後、いかなる選挙においても、クリーンな選挙が行われることを求めると書いてあります。宮代町議会選挙は2月4日です。もう2ヶ月を切っています。選挙戦が始まるのと同じです。この時期にこの町議員2名に悪い印象を与えることになっております。そうしますと、この請願に名前を入れている方が、若しくは立候補した場合、相手側の議員を貶めて自分の選挙戦を有利にしてしまうことになりかねないです。それを考えれば、本末転倒としか言わざるを得ないです。そういう意味もありまして反対します。

■西村委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

■丸藤委員

請願審査が終わったばかりですので、請願の趣旨に書いてあるとおり、今後、いかなる選挙においても、宮代町民の一票が重んじられるクリーンな選挙が実施されるよう求めるとい、今後そういう選挙であるべきだと思いますので、この一点で賛成したいと思います。

■西村委員長

次に、反対討論の発言を許します。

■塚村委員

クリーンな選挙というのは、当たり前のことだと思います。これから質疑も終わったばかりなので、本会議の方で改めて反対討論させていただきます。

■西村委員長

次に、賛成討論の発言を許します。

■丸山委員

私は趣旨と一番下にある有権者である宮代町民の一票が重んじられ、今後、いかなる選挙においても、クリーンな選挙が行われることを求めるものです。この町は、グレー部分がとても多く

	<p>て、クリーンな選挙とは私は思いません。4年前に何々を落とすために出てるんだと個別訪問された議員がいます。この町は本当にクリーンって改めて、議会も議員も、新しく出る方も、しっかりとクリーンな選挙でこの町を作っていくということをするために、私はこの請願に賛成といたします。</p> <p>■西村委員長 次に、反対討論の発言を許します。</p> <p>■土淵委員 審議が終わったばかりなので、本会議において反対討論をさせていただきます。</p> <p>賛成討論 2名（丸藤委員 丸山委員） 反対討論 3名（泉委員 塚村委員 土淵委員）</p> <p>■西村委員長 全員発言しましたので、これをもって討論を終結いたします。次に、採決を致します。請願第2号「宮代町においてクリーンな選挙を求める請願」について採択することに賛成の諸君も起立を求めます。</p> <p>【採決】 賛成者 2名 反対者 3名</p> <p>起立少数であります。よって請願第2号「宮代町においてクリーンな選挙を求める請願」の審査を不採択とすることに決しました。会議を閉じます。</p> <p>【結果】 総務文教委員会に付託された請願第2号「宮代町においてクリーンな選挙を求める請願」の審議結果は不採択とされた。</p>
その他必要事項	